

5. 供給設備及び消費設備等の所有関係とLPガス販売契約解除時の取扱い

(1) 供給設備の所有関係

お客様の敷地内に設置している供給設備（容器からガスメーター出口までの設備）は当社（店）所有のものです。（別表2に記載のとおり）

(2) 消費設備等の所有関係

別表2の表に示す消費設備等を当社（店）の費用負担によって設置し、お客様にご利用いただいております。そのため、毎月のLPガス料金のうち消費設備料金として請求させていただいておりますのでご了承ください。

(3) 設備の転貸・売却の禁止

当社（店）の所有の設備を利用して、他のLPガス販売事業者からLPガスを購入することはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することはできませんのでご注意ください。

(4) LPガス販売契約解約時の取扱い

お客様ご本人から当社（店）にLPガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社（店）は原則として、一週間以内に供給設備を引き取ることといたします。費用負担は「P.4の6」の通りです。

また、未払いのLPガス料金、当社（店）所有の消費設備等がある場合はその清算等に要する諸費用をお支払いいただくことが引き取りの条件となります。

ただし、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引き続き置かせていただくことがあります。

- ①お客様に設置されている供給設備が、他のお客様へもLPガス供給をしている場合（小規模導管供給・集合住宅等）
- ②当該設備が、業務用等の大規模な設備の場合であって、撤去に日数を要する場合
- ③その他、当該設備を引き続き設置することをお客様が同意した場合

(5) LPガス供給設備の買取り

お客様が、供給設備の買取りを希望される場合は、「時価相当額」で買い取っていただきます。

(6) 消費設備の清算・供給設備等の買取り計算式

LPガス販売契約の解約などによる、消費設備の清算または供給設備等の買取りは「時価相当額」で買い取っていただきます。

「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下の通りとなります。

時価相当額 = A - (A × 償却率) × 経過月数 ÷ 12

注1；Aとは供給設備及び消費設備等の設置当初の費用である。
注2；上記の計算方法は、定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。
注3；定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

6. 供給設備及び消費設備等についての費用負担

お客様のご事情により、当社（店）所有以外の供給設備及び消費設備等の変更・修繕・撤去等に要する費用については、お客様にご負担をお願いいたします。
なお、それらの費用については別途お見積りさせていただきます。

7. LPガスの計量の方法、料金とその支払方法

(1) ガスメーター検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスメーターに表示されたガス通過量を定期的に検針し、ガス使用量に応じた料金を別に交付する「LPガス料金表」に基づき請求いたします。

期日までにLPガス料金を所定の方法（口座自動振替、クレジットカード、振込、現金等）により、お支払いをお願いいたします。

また、前記の「LPガス料金表」は、本書面と同時に交付いたします。その後、仕入れ価格などの変動や社会情勢や経済情勢等により、値上げまたは値下げする場合は、その都度、理由を付して変更となる「LPガス料金表」を事前（原則1か月前）に交付いたしますので、大切に保管をお願いいたします。

LPガス料金等の支払いを__か月以上滞納された場合には、事前にご連絡のうえ、LPガスの供給を停止させていただく場合がございますので、ご理解のほどお願いいたします。

(2) LPガス料金の計算方法

毎月お支払いいただくLPガス料金は下表のとおり、基本料金、従量料金、消費設備料金により構成しており、これらを合算してご請求させていただきます。

料金項目	金 額（消費税別）	項目の内容
基 本 料 金	保安管理費用 供給設備の設置費用等	LPガスの使用に関係なく一律お支払いいただく料金です。
従 量 料 金	原料費 販売経費等	LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。
消費設備料金		ガス機器等LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じてお支払いいただく料金です。